

報道関係各位

2025年3月28日

## 再雇用人事制度の改定について

“現役世代同等の報酬水準へ引き上げ” “孫休暇の導入”等で更なる活躍を支援

株式会社タカラトミー

株式会社タカラトミー（代表取締役社長：富山彰夫 /所在地：東京都葛飾区）は、2025年7月1日から、再雇用嘱託社員の人事制度を改定し、現役世代同等の報酬水準に引き上げるほか、2025年4月1日から「子の出生休暇」の対象を祖父母になる社員にも拡大し、孫が生まれる際の立ち合いや孫の世話などで利用できる特別休暇を導入します。

タカラトミーは、「中長期経営戦略2030」として掲げる、自立的に持続的な成長ができる組織として、社員一人ひとりの成長や働きがいが促進され、最大限にパフォーマンスが発揮できる施策に取り組んでいます。昨年7月には、人事諸制度を改定し、タカラトミー流ジョブ型人事制度の導入や、両立支援制度拡充（出産育児祝い金 200万円支給、「休業・短時間勤務応援手当」の試験導入など）を実施しました（※[タカラトミー プレスリリース](#)参照）。

今回の改定はさらに“年齢に関係なく”活躍できる人財が、「アソビ」づくりに夢中になりながら世界をにぎわす挑戦や貢献が実現できる仕組みを目指して改定するものです。このような人財投資への取り組みは、多様な人財が活躍できる環境をさらに充実させることができ、社員の働きがいの向上や持続的な企業価値の向上を実現できると考えています。（※当社HP参照：[タカラトミー 多様な人財の活躍](#)）

### ■再雇用人事諸制度改定の概要

個々の能力や経験、専門性などを踏まえて再雇用後の役割を設定し、役割に応じた報酬水準を明確にすることで再雇用嘱託社員の業務を制限することなく、最大限に能力を発揮できる環境を構築し、更に活躍できるよう支援していきます。

- ①等級制度：定年まで磨いた専門性の高さや実績評価を参考に、再雇用後に担う役割により等級を決定します。
- ②評価制度：現役世代と変わらず業績評価と行動評価、ジョブスキル評価を実施し昇降格・給与改定に反映します。
- ③報酬制度：等級ごとに正社員と同水準の月例給および年収に改善します。（現在 61 歳以上の再雇用嘱託社員の平均年収から約 70%引き上げ）
- ④導入時期：2025年7月1日

### ■孫出生時特別休暇の概要

社員に子どもが生まれた際に取得できる「子の出生休暇」の対象を、祖父母になる社員にも拡大し、孫が生まれる際の立ち合いや、孫の世話などで利用できる特別休暇を導入します。祖父母も育児に関わり子育て世代を支え合う風土を醸成することや再雇用嘱託社員の更なる働きがいの向上にもつなげます。

- ①概要：孫が生まれる際の立ち合いや、孫の世話などを目的に取得できる特別有給休暇
- ②取得日数：2労働日
- ③導入時期：2025年4月1日



タカラトミー ファミリーデーの様子（2024年8月撮影）

＜報道各位から本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社タカラトミー 広報課 TEL：03-5654-1280 FAX：03-5654-1380

＜お客様から本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社タカラトミー お客様相談室 TEL：0570-041031（ナビダイヤル）